

【問い合わせ先】

海上保安庁交通部計画運用課主任  
計画運用官河田潔  
03-3591-6361(代表 内線6503)



平成25年8月16日海上保安庁交通部

## 新たな航路標識の導入について

海上保安庁では、新たな航路標識として、船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）を活用した電波標識（以下「AIS信号所」という。）及び船舶事故に伴う沈没船への乗揚げ、接触事故を防止するための緊急沈船標識を導入することとしました。

### 1 AIS信号所

#### (1)導入の経緯

船舶交通の安全確保を目的として導入されたAISは、船舶の動静に関する情報のみならず、通航船舶の指標となる航路標識をAIS受信機やAISと連動したレーダー画面上に表示させる機能を有しており、国際航路標識協会 (IALA) の勧告等においても基準等が規定され、世界的に認知されつつあります。

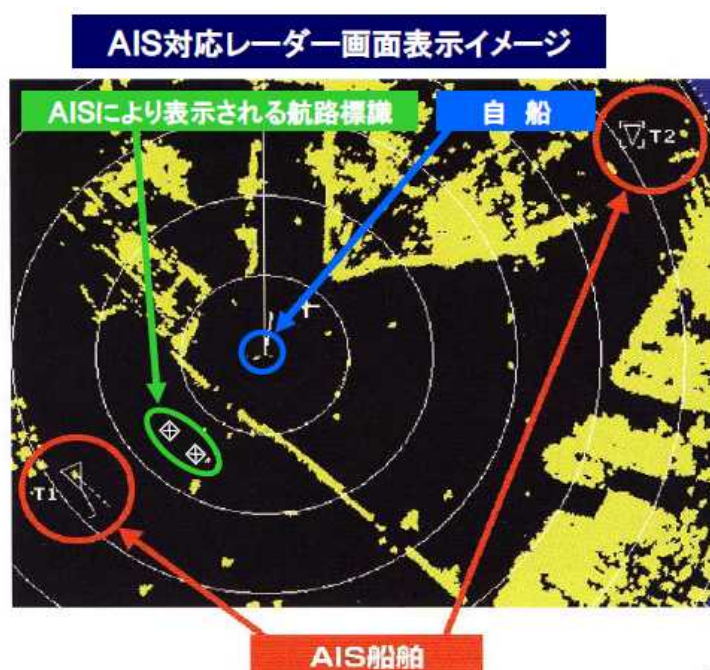
AIS信号所は、気象条件に左右されることなく航路標識の位置情報等を通航船舶に提供するものであり、通航船舶にとって有効な指標となります。

なお、AIS信号所の導入に伴い航路標識の設置許可申請を定めた航路標識法施行規則(昭和24年運輸省令第30号)の一部改正(公布・施行日:平成25年8月16日)を行いました。

#### (2) AIS信号所からの情報提供の内容

(ア)AIS信号所から、航路標識の種別、名称、位置等の情報を送信します。

(イ)AIS信号所からの情報を受信した船舶のAIS受信機又はAISと連動したレーダー画面上に、航路標識のシンボル（ — ）が表示されます。



注:航路標識の表示シンボルは、船舶搭載のAIS受信機の機種によって異なる場合があります。また、初期型のAIS受信機においては、シンボルが表示されない場合があります。

## 2 緊急沈船標識

### (1)導入の経緯

緊急沈船標識の導入は、平成24年6月の国際航路標識協会 (IALA) の勧告等において、新たな標識の種別として緊急沈船標識が追加されたことによるものです。

これまで、沈船を標示するのに孤立障害標識や側面標識あるいは方位標識が使用されてきましたが、加えて緊急沈船標識を利用することにより、一層の船舶交通の安全確保を図ることが可能となります。

なお、緊急沈船標識の導入に伴い浮標式を定める告示（昭和58年海上保安庁告示第131号）の一部改正（公布：平成25年8月22日、施行：平成25年

9月22日）を行うこととしています。

### (2) 緊急沈船標識とは

緊急沈船標識が設置されている場合、標識付近に沈船が存在することを意味し形状等については下記のとおりです。

